

# JIS

## 建築用鋼製下地材（壁・天井）

JIS A 6517 : 2010

(JTCCM/JSA)

平成 22 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	菅原進一	東京理科大学
(委員)	阿部隆	社団法人日本鉄鋼連盟
	海野敦	独立行政法人住宅金融支援機構
	黒木勝一	財団法人建材試験センター
	櫻井誠二	断熱・保温規格協議会
	鈴木千輝	国土交通省
	立山徳子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会
	富田育男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	林 央	独立行政法人理化学研究所
	松井 勇	日本大学
	村上周三	独立行政法人建築研究所
	矢代嘉郎	社団法人建築業協会
(専門委員)	野原慈久	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 54.3.1 改正：平成 22.5.20

官 報 公 示：平成 22.5.20

原 案 作 成 者：財団法人建材試験センター

(〒340-0015 埼玉県草加市高砂 2-9-2 アコス北館 N ビル TEL 048-920-3814)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 菅原 進一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 鋼製下地材の名称	2
4.1 壁下地材の構成部材及び附属金物の名称	2
4.2 天井下地材の構成部材及び附属金物の名称	3
5 鋼製下地材の種類	4
6 品質	5
6.1 外観	5
6.2 性能	5
7 形状及び寸法	6
7.1 形状	6
7.2 寸法	7
8 材料	9
9 試験	10
9.1 外観	10
9.2 寸法	10
9.3 構成部材の形状安定性試験	10
9.4 壁下地材の強度試験	12
9.5 天井下地材の強度試験	13
10 検査	15
10.1 検査の種類及び検査項目	15
10.2 判定基準	15
11 鋼製下地材の呼び方	15
12 表示	16
12.1 鋼製下地材の表示	16
12.2 包装又は送り状の表示	16
13 添付資料	16
附属書 A (参考) 技術上重要な改正に関する新旧 JIS 対照表	17
解 説	19

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人建材試験センター (JTCCM) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 6517 :2002** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 22 年 11 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく **JIS** マーク表示認証において、**JIS A 6517:2002** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

## 建築用鋼製下地材（壁・天井）

## Steel furrings for wall and ceiling in buildings

## 1 適用範囲

この規格は、建築物の主として屋内に使用する鋼製下地材の壁用鋼製下地材（以下、壁下地材という。）及び天井用鋼製下地材（以下、天井下地材という。）について規定する。

なお、技術上重要な改正に関する新旧対照表を**附属書 A**に記載する。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS A 1414** 建築用構成材（パネル）及びその構造部分の性能試験方法

**JIS A 6901** せっこうボード製品

**JIS B 1115** すりわり付きタッピンねじ

**JIS B 1122** 十字穴付きタッピンねじ

**JIS B 1125** ドリリングタッピンねじ

**JIS B 7503** ダイヤルゲージ

**JIS B 7507** ノギス

**JIS B 7512** 鋼製巻尺

**JIS G 3302** 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯

**JIS G 3321** 溶融 55 %アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯

**JIS G 3505** 軟鋼線材

**JIS H 8610** 電気亜鉛めっき

**JIS H 8625** 電気亜鉛めっき及び電気カドミウムめっき上のクロメート皮膜

日本農林規格 普通合板

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

## 3.1

## スタッド

壁下地材の構成部材で、軸組を構成する鋼製の支柱材（**図 1** 参照）。

## 3.2

## ランナ

壁下地材の構成部材で、スタッドを取り付けるための鋼製の横架材（**図 1** 参照）。